

○ 大阪市住宅供給公社工事請負入札指名基準の取扱いについて

制定 平成 18 年 10 月 2 日

大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する建築工事、土木工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事、造園工事に係る指名競争入札の指名について、大阪市住宅供給公社工事請負入札指名基準の適正な運用を図り、入札契約事務における透明性・競争性等のより一層の向上を図るため、必要な事項を次のとおり定めます。

1. 指名の方法について

(1) 入札参加有資格者について

- ① 当該発注工事に係る種目で、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ただし、建築工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事において予定価格が700万円以下の工事の指名については、公社入札参加有資格者名簿に登録されていること。

- ② 大阪市において等級別格付を定めている工事種目（以下「同種工事」という）の指名については、当該発注工事の予定価格に対応する等級（以下「当該ランク」という。）に属する者であること。

ただし、発注工事の属する行政区（以下「当該行政区」という。）で、指名数が本取扱いの規定数に満たない場合における市内に本店を有する有資格者（以下「本店登録者」という。）の指名及び公社から指名を受けていない者の初指名については別の取扱いをすることがあります。

- ③ 別に定める大阪市住宅供給公社競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中である有資格者は指名しない。

(2) 地理的条件について

ア. 当該行政区を最小単位とします。（ただし、電気工事、給排水衛生冷暖房工事は別表1、造園工事は別表2のとおりとします。）

イ. 市内における本店又は支店の所在地で、行政区の変更が生じた場合は、その届出を受けた日から一定期間経過後^{注1}に変更後の行政区において指名します。

注1）一定期間とは、1ヵ月間とします。

ただし、1ヵ月の間に「当該行政区」に当該工事種目の発注があった場合、その1件目の指名を見送り、以降は1ヶ月経過したものとして扱います。

(3) 指名対応等級及び指名希望順位^{注2}について

- ① 建築工事、土木工事、舗装工事は次のとおりとします。

ア. 当該行政区の次の有資格者（a～d）から指名します。

a. 当該行政区の指名希望順位第1順位の本店登録者で当該ランクに属し、現に指名^{注3}を

受けている有資格者（以下「当該ランク有資格者」という。）

b. 当該行政区の指名希望順位第1順位の本店登録者で現に指名を受けている直近上位有資格者（以下「直近上位有資格者」という。）

c. 当該行政区の指名希望順位第1順位の市外に本店を有し、かつ市内に支店を有する有資格者（以下「支店登録者」という。）で当該ランク有資格者

d. 当該行政区の指名希望順位第2順位の本店登録者で当該ランク有資格者

ただし、bからdの有資格者は受注意欲を示した者に限り指名できることとし、同一年度内の指名本数はaの有資格者の1/2以内とします。

上記において、指名数が7名に満たないときは、以下により順次選定するものとします。

イ. 上記アのただし書きにかかわらずbからdを全て指名します。

ウ. 当該行政区に隣接する全ての行政区(別表3)の第1順位本店登録者で当該ランク有資格者を全て指名します。ただし、舗装工事は建設局工営所管内(別表4)とします。

エ. 当該行政区に隣接する全ての行政区(別表3)の第1順位本店登録者で直近上位有資格者を全て指名します。ただし、舗装工事は建設局工営所管内(別表4)とします。

オ. 指名数が7名に満たないときは、地域要件を緩和します。

注2) 指名希望順位とは、大阪市の工事請負競争入札参加資格承認時の指名希望順位とします。

注3) 「現に指名」とは、当年度を含めた過去5年度内に当該工事種目において指名実績(随意契約実績も含む)のある者とします。

上記に規定する「指名実績(随意契約実績も含む)」とは、公社及び大阪市財政局の実績とします。ただし、建築工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事において予定価格が700万円以下の工事については、公社実績とします。

② 電気工事、給排水衛生冷暖房工事は次のとおりとします。

ア. 別表1の地域要件により当該ランク有資格者を指名します。

ただし、支店登録者で当該ランク有資格者は受注意欲を示したものに限り指名できることとし、同一年度内の指名本数は、本店登録者で当該ランク有資格者の1/2以内とします。

イ. 指名数が7名に満たないときは、地域要件を緩和します。

③ 造園工事は次のとおりとします。

ア. 別表2の地域要件により当該ランク有資格者を指名します。

イ. 指名数が7名に満たないときは、地域要件を緩和します。

④ 前年度の工事成績評点が65点未満の工事があった場合は指名本数を制限します。

ただし、予定価格が700万円以下の建築工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事については、公社入札参加有資格者名簿に登録されている者(以下「公社登録者」という。)の中から、次のとおり指名します。

① 建築工事は次のとおりとします。

- ア. 当該行政区の本店登録者で当該ランク有資格者、支店登録者で当該ランク有資格者
上記において、指名数が7名に満たないときは、以下により順次選定するものとします。
 - イ. 当該行政区の本店登録者で当該ランクの指名実績の無い有資格者（以下「当該ランク無指名有資格者」という。）及び支店登録者で当該ランク無指名有資格者を全て指名します。
 - ウ. 当該行政区に隣接する行政区（別表3）の本店登録者で当該ランク有資格者の中より、別表3に定める隣接区の順番に、7名に至るまで隣接区単位で全て指名します。
以降、前回指名対象とした隣接区の次順位の隣接区から、順番に指名します。
 - エ. 当該行政区に隣接する行政区（別表3）の本店登録者で当該ランク無指名有資格者の中より、別表3に定める隣接区の順番に、7名に至るまで隣接区単位で全て指名します。
以降、前回指名対象とした隣接区の次順位の隣接区から、順番に指名します。
 - オ. 指名数が7名に満たないときは、地域要件を緩和します。
- ② 電気工事、給排水衛生冷暖房工事は次のとおりとします。
- ア. 別表1の地域要件により当該ランク有資格者を指名します。
 - イ. 指名数が7名に満たないときは、地域要件を緩和します。
- ③ 前年度の工事成績評点が65点未満の工事があった場合は指名本数を制限します。

(4) 関連会社の取扱いについて

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、参加できる者は1社に限ることとします。（なお、詳細については公示文などに記載するものとします。）

- ① 資本関係
- ② 人的関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

2. 初指名及び指名希望順位について

(1) 初指名について

公社から指名を受けていない者が、公社の入札参加を希望する場合は、指名競争入札参加希望申請書（様式1）の提出を必要とし、申請書受領後、一定期間経過後^{注4}に現に指名を受けている有資格者と同等の扱いをします。

注4）一定期間とは、1ヵ月間とします。

ただし、1ヵ月の間に「当該行政区」に当該工事種目の発注があった場合、その1件目の指名を見送り、以降は1ヶ月経過したものとして扱います。

(2) 指名希望順位について

指名希望順位により指名種目数は次のとおり取扱うこととします。

本店登録者の指名希望順位は第1順位から第2順位、支店登録者は第1順位のみを指名とします。

3. その他

- (1) 談合の疑いや落札率が高止まりするなど、公正性・競争性の観点から必要と認める場合、公

社と係争中若しくはその恐れがある場合及び適正な施工を確保することが困難であると判断される場合又は災害時若しくは緊急の必要による場合等、この取扱いにより難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとします。

(2) この取扱いに定める指名競争入札により難しい場合は、必要に応じて公募型指名競争入札により行うことがあります。

附 則

この取扱いは、平成 18 年 10 月 2 日から適用します。